4.

\*\*

昭和二十六年十二月 七 H

第

曜

日

\_\_\_\_\_\_ 千 \_ 百 六 + 八 号 金

所長を経由しなければならない。 **驗受驗願書を除く外すべてその住所地を管轄する保健** 出する書類は省令第二十七條の規定による准看護婦試 以下「省令」という。)及びこの規則により知事に提 看護婦法施行規則(昭和二十五年厚生省令第三十七号

(准看護婦籍)

様式による。 法第十二條の規定による准看護婦籍は 第一号

(准看護婦免許証)

法第十三條第二項の規定による准看護婦発許証

は、第二号様式による。

(准看護婦の発許申請)

第四條 第三号様式によらなければならない 省令第二條の規定による准看護婦免許申請書は

◇ ◇ ◇ 正 告 規 誤示則主 漁業調整規則中訂正 鳥取県海面漁業調整規則及び鳥取県內水面 建築業者の登錄まつ消 保健媛,助産婦、看護婦法施行細則 目 次

看護婦法施行細則をここに公布する。 則 第二條

規

保健婦、 助產婦、

昭和二十六年十二月七日

鳥取県知事 西 尾 愛

治

◇鳥取縣規則第八十四号

保健婦、 助產婦、 看護婦法施行細則

(書類の経由)

第二百三号 保健婦、 以下「法」という。 助產婦、 看護婦法 )保健婦、 (昭和二十三年法律 助產婦、

鳥取縣公報 火每 金週 曜日發行(時八翌日)

第二千二三昭和二十六年 百十 六二 十月 八七 号日

第三條

(第三種郵便物認可)(昭和四年四月十五日)

(業務繼続の届出)

十二号様式によらなければならない。

第十五條

省令第三十三條の規定による業務開始届は第

第十六條

省令第三十四條の規定による業務繼続届は、

**)** 

(第三種郵便物認可)

## 00383

(籍の訂正申請)

第五條 は 第四号様式によらなければならない。 省令第六條第一項の規定による籍の 訂正申請書

(発許証の再交付申請)

第六條 申請書は、第五号様式によらなければならない。 省令第八條第一項の規定による発許証の再下附

(籍のまつ消申請)

第六号様式によらなければならない。 省令第十一條の規定による籍のまつ消申請書は、

(死亡等の場合のまつ消申請)

第八條 る籍のまつ消申請書は前條規定の様式によらなければ ならない。 省令第十二條の規定による死亡又は失そうによ

(住所変更の届出)

は第七号様式によらなければならない。 省令第十三條第一項の規定による住所の変更届

前項の届書には免許証の写を添附しなければならな 県内においてその住所を変更した場合はこ

1

の限りでない。

(外地移住の届出)

第八号様式によらなければならない。 省令第十三條第三項の規定による外地移住届は

(准看護婦試験の施行)

応じて臨時に行うことができる。 准看護婦試驗は毎年四月に行う。 但し必要に

(受驗願書)

書は第九号様式によらなければならない。 省令第二十七條の規定による准看護婦試驗願

(准看護婦試驗合格証書)

第十三條 省令第二十九條の規定による准看護婦試験の

合格証書は第十号様式とする。

(准看護婦試驗合格証明書の交付中請)

第十四條 驗合格証明書の交付申請書は 省令第三十條第一項の規定による准看護婦試 第十一号様式によらな

(業務開始の届出)

ければならない。

更年月日及び変更後の就業従事証にその変更年月 び変更後の就業場所を記入の上これを還付する。 日及

1

(従事証の再交付申請)

証の再交付申請書は、 省令第三十九條第一項の規定による業務從事 第十七号様式によらなければな

(從事証の書換申請)

らない。

第十七條

省令第三十五條第一項の規定による業務廃止

(業務廃止の届出)

第十三号様式によらなければならない。

(就業地移転の届出)

届は第十四号様式によらなければならない

第二十一條 換申請書は第十八号様式によらなければならない。 省令第四十條の規定による業務従事証の書

の規定(准看護婦試驗の施行) の規定(准看護婦試驗の施行)は、昭和二十九年四月との規則は、公布の日から施行する。但し、第十一條 一日から施行する。

第一項及び第六十條第二項の規定による者については、 法第五十一條第一項 十三條の規定を除く)を準用する。 との規則(第二條、第三條、第十一條、第十二條、 第五十二條第一項、第五十三條

男子である看護人については、この規則中看護婦又は

准看護婦に関する規定を準用する。

(県内における就業場所移転の届出)

ればならない。

(他府県から転入の場合)は第十五号様式によらなけ

省令第三十六條の規定による就業地移転届

号様式の届書に業務從事証を添えて知事に届け出なげ において就業場所を変更したときは十日以内に第十六 保健婦 助產婦、 看護婦又は准看護婦は県内

ればならない。

前項の届出をした者に対しては業務従事証にその変

第二千二百六十八号 昭和二十六年十二月七日

鳥取縣公報

(第三種郵便物認可)

19

15

. SA

登錄番号 第一号様式 烏取縣公報 事 記 第 分 登録まつ消年月日 登 第二千二百六十八号 錄 年 同) 月 日 登録まつ、消事由 年 月 日 免許資格取得年月日 昭和二十六年十二月七日 (第三種郵便物認可) 本 氏 名 及 U 生 年 年 月 日 籍 日生

第二号様式 柵 灘 韓 斑 計 謡 淮 本籍地 都道府県名 出 敋 升 日生 田 趣 韓、 田 産 韓 藩 韓 法 (昭 ଳ 뫂 法 律 紙 三 三 三 (中) Ŋ 4 10° 韓 0 斑 挥 μ 0 淵 \* 交付 16° for 品 私 町 Ш 账 盘 角 冊 重 承 容錄審予第 亭

第二千二百六十八号

鳥取縣公報

昭和二十六年十二月七日

(第三種郵便物認可)

Ŧi,

第三号樣式

昭和二十六年十二月七日

護 冤 申 請 書

看

住 本

所 籍

月

日生

罰金以上の刑に処せられたことはありません(あるときはその罪及び刑) 月 日

准看護婦の免許を受けたいので関係書類を添えて申請します

右

氏

准看護婦の業務に関する犯罪はありません(あるときはその罪)

県(都道府)**准看護婦試驗合格** 

年

Ø

名

. . . . 診断書(つんぼ、おし、戸籍謄本又は戸籍抄本准看護婦合格証書の写り 盲 精神病、 麻栗又は大麻の中毒者及び傳染性疾病に関するもの)

第四号様式

保健婦

(助產婦、 看護婦、 准看護婦)

籍訂正申請書

住 本 籍

所

氏

年

月

日 生 名

名

戸籍謄本又は抄本発許証

添付書類

厚生大臣

(鳥取県知事)

殿

鳥取縣公報

第二千二百六十八号

昭和二十六年十二月七日

(第三種郵便物認可)

t

添付書類

し叉は合格証明書

鳥取県知事

00388

1

看護婦准看護婦)籍の登録事項に変更を生じましたので訂正願いたく関係書

右のように保健婦(助産婦、 類を添えて申請します。

月

日

右

氏

変更年月日

変更事項及び変更理由

七

鳥取縣公報

第二千二百六十八号

昭和二十六年十二月七日

(第三種郵便物認可)

九

1

(准看護婦のみ) 変更年月日 右のように住所を変更しましたのでお届けします 所 変更前 変更後 名 籍 第二千二百六十八号 保健婦(助產婦、 (旧姓 月 看護婦、 昭和二十六年十二月七日 H 登錄番号 准看護婦) 右 生年月日 変更理由 住所変更届 氏 登錄年月日 <del>-</del>0 名

住

鳥取県知事

殿

添付書類

県外から転入の場合は免許証の写

L

氏 本

保健婦(助産婦、看護婦、准看護婦)外地移住届   登録番号   生年月日   登録年月日   登録年月日   日	鳥取県知事		右のように外	で、後のでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	出向予定地	氏名	住 所·	本籍	
(年月日   一   一   一   一   一   登錄年月日   -   -   名	殿		年 月 日 日地に移住しようと思いますので						(助產婦、看護婦、
名			でお届けします。	\$\$\\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	出発予定年月日	生年月日			
		, 名 • <b>•</b>		登錄年月日		-			

鳥取縣公報

第二千二百六十八号

昭和二十六年十二月七日

(第三種郵便物認可)

Q.

第九号様式 昭和 鳥取県知事 添付書類 年 月 准 月 看 住 本 護 施行の准看護婦試験を受けたい 日 婦 所 籍 試 驗 右 氏 受 驗 氏 願 ので関係書類を添えて出願します。 月 Ь 日生 0 名 裏面に氏名、 名 **(P)** 撮影年月日 を記

第十号樣式 紙 中 准看護婦試驗合格証書 本籍都道府県名 出 紅 田生  $\equiv$ 巨 并 匣 ₩ 半 Ŋ ₹ E 捆 午 ٦ た 淮 無 護 韓 抵 礟 Ŋ 2 証す 7 N \* 并 町 Ш 出 盘 鳥取県知事 紅

鳥取縣公報

第二千二百六十八号

昭和二十六年十二月七日

(第三種郵便物認可)

=

第十一号樣式 准看護婦試験合格証明書の交付を受けたいので申請します 鳥取県知事 合格証明書交付申請事由 合格証書番号及び合格証書交付年月日(不明の場合は受験年月) 准看護婦試驗合格証明書交付申請書 殿 住 本 日 所 籍 氏 右 氏 日生 名 名 Ø

添付書類 免許証の写	鳥取県知事 殿	年 月 日	右のように業務を開始しましたのでお届けします	その旨)	年月日 常務開始予定	登錄 番号 ・助産婦 第一保健婦	氏名	住所	籍	保健婦(助産婦、看護婦、牲	第十二号樣式
		右 氏 名 卿	6 <b>7</b>			号 登錄年月日	生年月日			准看護婦)業務開始届	

鳥取縣公報

第二千二百六十八号

昭和二十六年十二月七日

(第三種郵便物認可)

五五

11

.

(第三種郵便物認可)

一六

登 氏 住 右のように業務を繼続しますのでお届けします 本 鳥取県知事 添付書類 錄 番 号 所 籍 名 業務従事証 助產婦婦 保健婦(助産婦、 (准) 看護婦 殿 看護婦准看護婦業務繼続届 뮹 右 登錄年月日 生年 月 氏 日 名

第十月	第十四号様式	
	1. 1.	保健婦(助産婦、看護婦、准看護婦)業務廃止届
本	籍	
住	所	
氏	名	生年月日
登 錄	番号	(性) 看護婦 県 号
日業 務 廃	廃止年月	
業務廃	廃止理由	
右	のように業	右のように業務を廃止しましたので業務従事証添付の上お届けします
		年 月 日
		右
		氏 名 卿
鳥	鳥取県知事	殿
派	添付書類 睾	業務従事証

鳥取縣公報

第二千二百六十八号

昭和二十六年十二月七日

(第三種郵便物認可)

— 七

1

·

1.7

Ĺ

鳥取縣公報

(第三種郵便物認可)

一九

鳥取縣公報

第二千二百六十八号

(第三種郵便物認可)

第十五号樣式 月日業務開始の年 登 錄 住 本 氏 新 旧 右のように就業地を移転しましたのでお届けします 鳥取県知事 添付書類 就 就 業地 番 業 号 名 地 所 籍 業務従事証 (助保) 保健婦 ) 看護婦婦婦 (助產婦、 月 殿 看護婦、 准看護婦) 号 右 登錄年月日 生 年 就業地移転届 月日 氏 (県外から転入) 名 (F) , 10

									A			6.4
添付書類	鳥取県知事		右のよう	の する さる さる さる さる さる は は と み に は よ の は よ の に は れ に の は よ の に 。 に の に 。 に 。 に の に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に る に 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	登錄	氏	新就業	旧就業	住	本		第十六号樣式
ı	事	年	っ に 就業場			名	場 所 ——	場 所 —	所 ——	籍		<b>株</b> 式
業務従事証		年月	勿所を移転		── (助保 <b>准</b> (産健		1	·	-	*	保健婦(	
	殿	日	しました		c) 看護婦婦 解婦						(助產婦、	
			しましたのでお届けします		県						看護婦、	
			けします		号						准看護婦)	
-	÷	右			登錄年月日	生年月日				*		
		氏									就業場所移転届 (県内)	
								,			(内)	
		名						Additional Community of the Community of				
		<b>(P)</b>									-	

1

1 .

保健婦 (助産婦、 看護婦、 准看護婦)業務從事証再交付申請書

住 就業の場所(出張のみによつて業務に従事している者はその旨)

氏

年

月

日 生名

本

名簿登載番号及び登載年月日

二、再交付申請書

日

右のように業務従事証を破り(よごし、失い)ましたので再交付を受けたく申請します

右

氏

名

鳥取縣知事

添付書類

破り、

よごした場合はその業務従事証

T

1

1,5

-

第十八号樣式

保健婦(助産婦、

看護婦、

准看護婦)業務從事証書換申請書

住 本

所

就業の場所 (出張のみによつて業務に従事している者はその旨)

氏

右のように業務従事証の記載事項に変更を生じましので書換願いたく関係書類を添えて申請します

右

氏

変更年月日

変更事項及び変更理由

年

月

名

業務従事証戸籍謄本又は戸籍抄本

添付書類

鳥取県知事

殿

第二千二百六十八号

鳥取縣公報

昭和二十六年十二月七日

(第三種郵便物認可)

\_

	Mary III	0	04	93
鳥取県知事 西尾 愛治	昭和二十六年十二月七日	項の規定により建設業者登錄簿から次の者の登錄をまつ消した。	建設業法(昭和二十四年法律第百号 ) 第 四 條第三項の規定による更新の登錄申請がなかつたので同法第十五	◇鳥取縣告示第五百三十七号
114			條第一	

<b>y</b>	-										ببينس	
	<u>pu</u>	-		頁	する。	昭和二十六年-	正	(い)第一一六号	(い)第二号鳥取県知事登録	登錄番号		昭和二十
	下二二	下十八	下十四	段行		二十六年十二月一日鳥取県公報	誤	十一月十四日	十四月十一日	登錄年月日		昭和二十六年十二月七日
) ( ( ( )	遅帶なく	遅帶なく	漁業法第五條			果公報号外鳥取県規則		都田組	山本組	— は名号 不 —	鳥	
1		•		誤		第七十		鳥取市吉方町七七二	米子市富士見町二丁目一三九	主たる営業所の所	取果知事	
	暹	遲滯	法			九号及び第八十号中誤植があるので、		=	丁目一三九	<b>兼所の所在地</b>	西西	- 1
	遅滯なく	滞なく	法第五條	Œ		誤植があるので、		都田彥三郎	山本 正吉	申請者氏名	尾	
3						次のように訂正		田和二十六年 田和二十六年	十一月十一 昭和二十六年	一登録まつ消年月日	愛治	
110								四 日	日	月日		*

十七 十七 十五 十五 十四四 十六 十六 八 七 上上 下 上 下下上下上 上上下 十七 判断して 漁業法第七十四條 公開の聽聞 この規前において 公開の聽聞 漁業ににその者の 申請した場には 夜間においてば 漁場附近の上地 判断して 漁業にその者の 延なわ 法第七十四條 公開の聴聞 この規則におい 公開の聴聞 申請した場合には 夜間においては 漁場附近の土地 7

(第三種郵便物認可)

6

600

延繩

六ケ箇月 取り消されだとき

六箇月

取り消されたとき

公開の聴聞

十八

止)
る許可の取消、許可內容の変更又は操業停きる。(漁業調整その他公益上の必要によ 公開の聽聞

停止)

許可內容の変更又は操業の他公益上の必要による

十四四

二十七 二十六

上 下

る ラ

二十九

下

表中

食 用名 が

之称

鳥取縣公報

第二千二百六十八号

体重百グ

食用がえる

体重二百グラ

昭和二十六年十二月七日

鳥取縣公報

第二千二百六十八号

M二十六年十二月七日發行 昭和二十六年十二月七日印刷 三十三 三十四 三十一 三十 下 上 表中 表中 表中 兀 鳥 取 東伯郡橋津地先におる共同漁業権 三分の一以上魚法 刺網(ぼら、もいご) 八頭郡社村字安藏 縣 公報 (第三種郵便物認可 ) 發 **柳**鳥 取縣鳥 東伯郡橋津地先における共同漁業権 刺網(ぼら、せいご) 三分の一以上魚道 八頭郡社村大字安藏 鳥取鳥取 市 市 市 取<sub>東</sub> 東 縣町 取 ΕĐ 糊 例 😘